

地方独立行政法人奈良県立病院機構 職員健康診断等業務

令和 7 年 2 月 7 日

地方独立行政法人奈良県立病院機構 法人経営課 人事給与係

番号	質問	回答
1	入札用の封筒の入札者氏名は代表者でしょうか？代理人（委任された者）でしょうか？	入札用の封筒の入札者氏名は、代表者の氏名（代理人が入札する場合は、代理人の氏名）を記入してください。
2	別紙2【項目】 電離放射線業務従事者健診の（握力）は必須でしょうか？	電離放射線業務従事者健康診断の握力測定は、問診・自覚症状・他覚症状などから医師が必要と判断した場合にのみ実施することで足りる。
3	入札用の封筒のサイズと、封緘の場所は封筒により変更可能でしょうか。またその場合、封緘の場所の指定はございますか？	入札用の封筒は、指定はありませんが、長形3号または長形4号の定型封筒を想定しています。また、封緘の場所は変更可能で、指定はありません。
4	仕様書の8【血液検査】 採血時に看護師が手袋を受診者ごとに付け替えるとありますが、必須でしょうか。	仕様書記載のとおり、必須です。
5	仕様書の10の（2） 判定区分【要経過観察】は、観察期間に応じて細分化して判定しても問題ないでしょうか。	問題ありません。
6	別紙3の2 < A >の② 新規採用予定者130名を（施設）受診で2～3日以上を確保する事とありますが、例えば1日13名を10日でも構わないでしょうか。	次年度4月1日採用予定者の健康診断については、仕様書記載のとおり、1月中旬～下旬および2月にかけて、2日もしくは3日以上の日程を確保していれば問題ありません。
7	仕様書9の（1）（2） （1）受診者の基本情報を実施予定の少なくとも2週間前、 （2）2週間前までには受診票などを納入とあります。 こちらの希望としては納入の4週間前に、基本情報をいただきたいですが、可能でしょうか。	4週間前時点での受診者の基本情報の提供が可能かどうか、落札後、各所属担当者と相談して下さい。4週間前に基本情報を提供した場合であっても、その後の追加変更についてはご対応下さい。
8	仕様書11 検診結果が【要治療】【要精密検査】の方に医療機関の受診を勧奨する書面を同封とありますが、【要経過観察】の対象者にも下記内容が記載された案内文が同封されます。また、同封の案内文の様式を仕様書記載の物に変更することは難しいです。様式を変更せず、当案内文を使用しても問題ないでしょうか。これは「がん検診受診連絡票」についても同じでしょうか。 <案内文 記載内容> ・職員基本情報（受診日、所属、職員番号、氏名 等） ・判定結果 ・医療機関への受診依頼	仕様書記載のとおり、「健康診断後 受診指導書」の様式は任意としていますが、参考例（様式1）の内容を網羅するものとしてください。 お示しの<案内文 記載内容>には、健康診断後の受診報告（受診医療機関名・受診日・受診結果、未受診の理由）の項目がありません。 案内文の様式を変更できない場合は、【要治療】【要精密検査】の方への受診報告案内を別で用意し、個人結果に同封してください。 これは「がん検診受診連絡票」についても同じです。

※質問者が特定される内容については、一部改編し、掲載しています。